

横浜交通開発 駐輪場 ご利用上の注意

ご利用上の注意

当駐輪場をご利用の際は、必ず内容をご確認頂き、厳守されない方のご利用はお断りいたします。

【駐輪場スペースの提供】

当駐輪場は、有償で利用場所を提供するもので、保管責任として車両をお預かりするものではありません。

【免責】

- ・車両の紛失、盗難、破損、火災及び災害等による損害については、一切の責任を負いません。
- ・当駐輪場内で発生した当施設の責に帰し得ない事由に起因して被った損害については責任を負いません。
- ・不正利用車両の撤去、移動における傷や機器障害等につきまして弊社は一切の損害賠償を行いません。
- ・利用者同士のトラブルについては、双方の責任において解決して頂きますことを前提とします。
- ・施設整備等で入出庫に制限が生じる場合があります。

【利用方法】

- ・料金前払いで終日有料です。
- ・毎日の入出庫とします。車庫代わりのご利用はお断りします。
- ・指定区画内の空いているスペースに自らがスタンドを立て（ラック式を除く）駐輪後、施錠して下さい。
- ・指定された区画以外の通路、空地等に停めないでください。
- ・駐輪場内は必ず車両から降りて押して歩いて下さい。
- ・バイクはメインスタンドを立てて下さい。車体カバーの使用はできません。
- ・ナンバーが水色の3輪バイクはご利用できません。
- ・近隣や他の利用者の迷惑になる行為は一切禁止します。

【騒音の激しい改造車・騒ぐ・営業・宣伝・募金活動等・ゴミの放置・投棄行為・飲酒・宿泊・火気使用・喫煙等】

- ・場内は利用者以外立ち入り禁止です。

【一時利用について】

- ・利用料金は自動券売機で一時利用券を前払いで購入して下さい。
- ・一時利用券は領収書を切り離して保管し、車両の定められた場所に貼付けて下さい。
- ・先着順でのご利用となります。
- ・一時利用置場が満車の場合はご利用できません。
- ・24時間以内の利用を1回とします。24時間以上の追加利用料は1日単位です。
- ・一時利用券を貼付けていない車両は不正利用車両として取り扱います。
- ・一時利用券は車両毎に購入し、複数の車両を併用した使い方はできません。
- ・購入した一時利用券の返金はできません。

【定期利用について】

- ・定期利用ステッカー（定期券）を購入し、車両の定められた場所に貼付け下さい。

- ・定期券は当該駐輪場に限り有効です。他の駐輪場はご利用はできません。
- ・他の駐輪場定期券の発売は行いません。発売期間は毎月、月末7日間です。（年末を除く）
- ・定期券期限を経過した車両は不正利用車両として取り扱います。
- ・個人専用枠での駐輪はできません。
- ・故障などで代車利用する場合は、係員に申し出てください。
- ・定期券は車両毎に購入し、複数の車両を併用した使い方はできません。
- ・定期券・権利は他人に譲渡できません。

【不正利用車両】

- ・一時利用券・定期券の貼付けが無い、有効期限を超えて5日間以上放置している、ご利用案内に反する車両は不正利用として扱います。
- ・車両を移動し「通知」「精算札」を貼ります。記載された内容に従ってください。
- ・記載された内容に従わない場合は移動し施錠、またはご利用をお断りする場合があります。
- ・施錠解除するには通常利用料×日数の3倍額を申し受けます。
(事前にセンター南事務所に電話連絡後、平日7時から12時の間に現地で解錠します。)
- ・車両を柵やフェンスなどにチェーンで固定されている場合、撤去移動の付随行為として切断する場合があります。

【放置車両】

- ・3か月以上放置した車両については撤去処分します。
- ・処分費用は車両ナンバー、防犯登録番号等から所有者にご負担いただきます。

【利用者の賠償責任】

- ・利用者の故意または過失により、他の車両や場内の施設を損傷した場合は、その損害を賠償していただきます。

駐輪場の秩序を維持するため、係員の指示に従ってください。

必要によって新しいご利用案内を場内にお知らせしますので、遵守して下さい。

この駐輪場は、横浜交通開発株式会社の管理規則の定めによります。